

# 情報提供請求に係る手数料が高額になる事例について

---

2024年4月17日  
株式会社 証券保管振替機構  
株主通知業務部

本資料は、「発行会社による振替口座簿の情報提供請求に関するご案内」  
(<https://www.jasdec.com/assets/download/ds/jyouhouteikyouseikyuu.pdf>) の「情報提供請求に要する手数料」注6に記載している情報提供請求に係る手数料が高額になるケースの代表例として、信託財産名義の加入者に対する情報提供請求が行われた場合について解説しております。

### <目次>

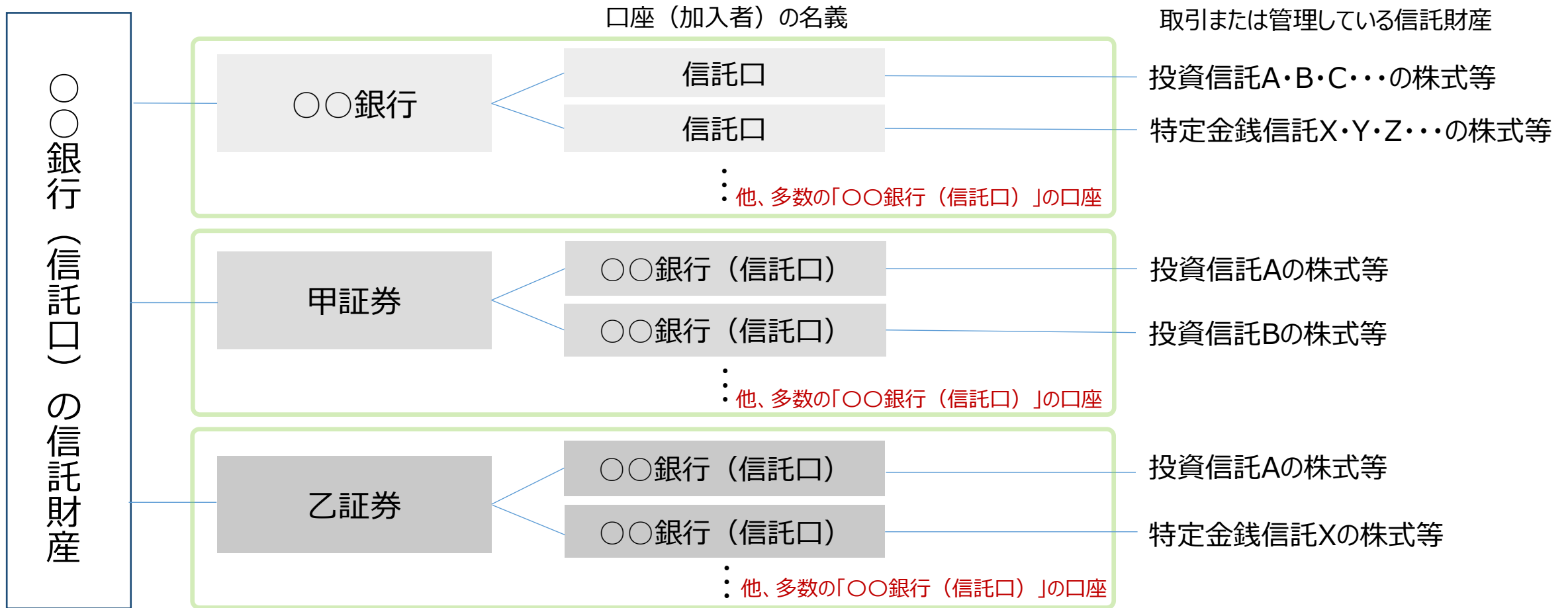
1. 信託財産名義の加入者の口座開設状況
2. 情報提供請求の取次イメージ
3. 情報提供請求の手数料請求イメージ
4. 情報提供請求の手数料

参考1. 信託財産名義の加入者を対象とした情報提供請求にて把握できる保有株数について

参考2. 一般的な加入者に対する情報提供請求のイメージ図

# 1. 信託財産名義の加入者の口座開設状況

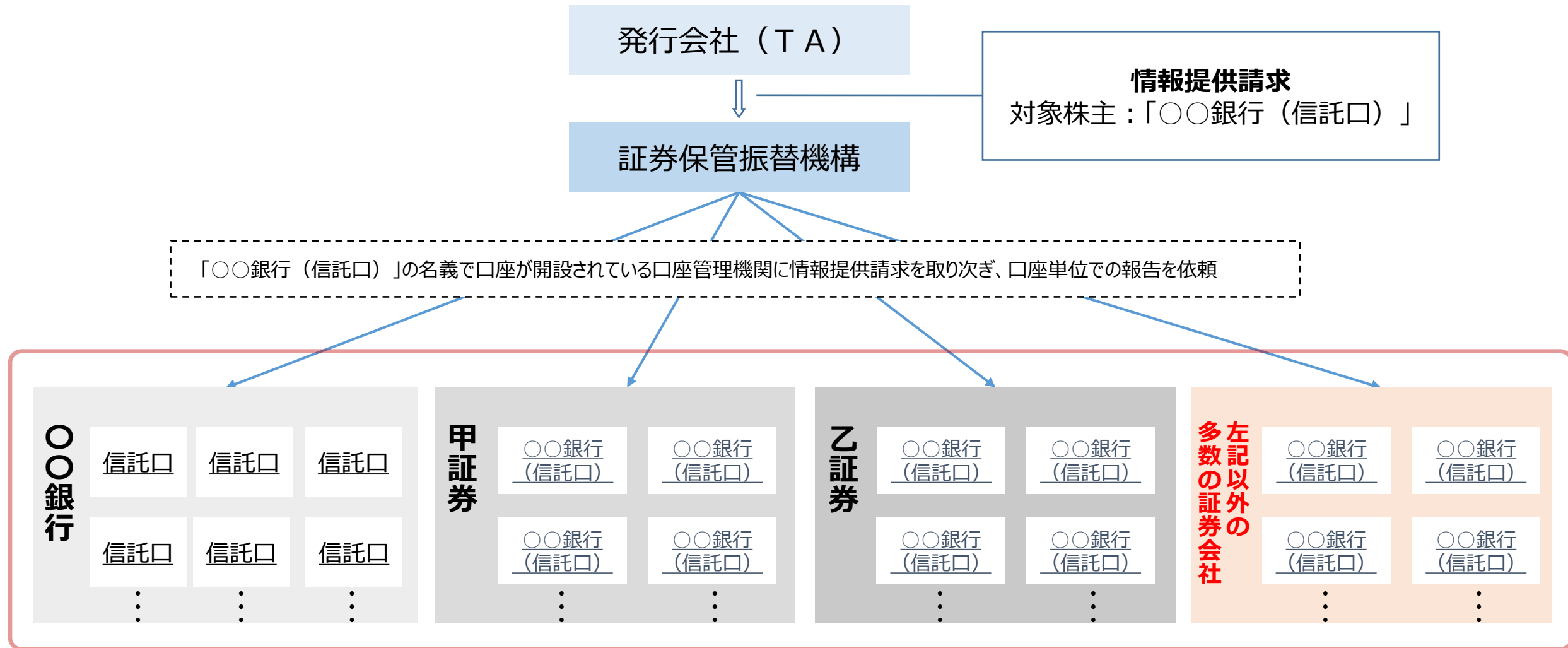
情報提供請求に係る手数料が高額になる要因として、以下のように、信託財産名義の加入者が複数の投資信託や特定金銭信託等の信託財産を「〇〇銀行（信託口）」の名義で証券会社等に大量の口座を開設している場合があります。



多数の証券会社等に、1加入者の「〇〇銀行（信託口）」名義で大量（1つの証券会社等で数百以上）の口座を開設している場合があります。また、上の図の「投資信託A」のように、同じ信託財産で複数の証券会社等に口座を開設している場合もあります。

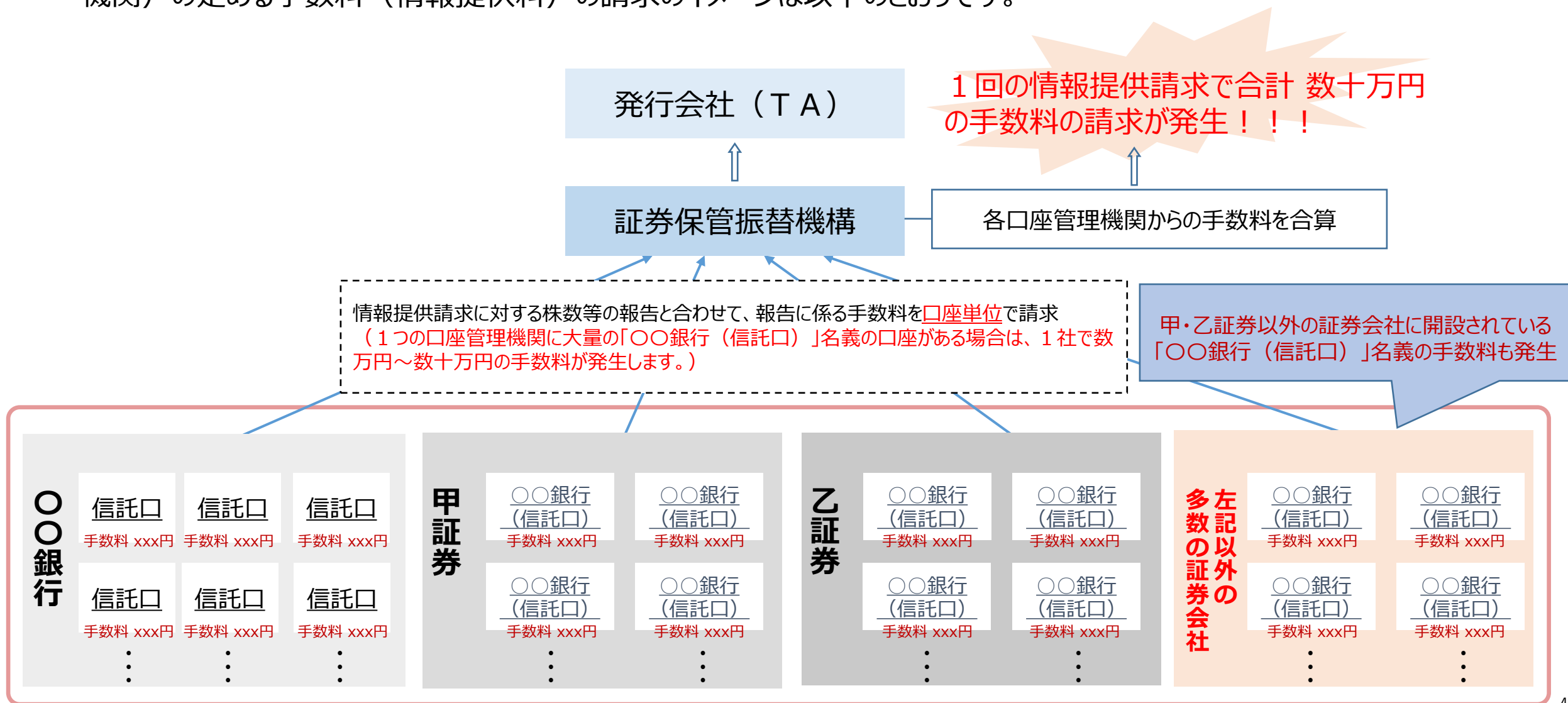
## 2. 情報提供請求の取次イメージ

発行会社が加入者「〇〇銀行（信託口）」の情報提供請求を行った場合における、各口座管理機関（請求取次先機関）への情報提供請求の取次ぎのイメージは以下のとおりです。



### 3. 情報提供請求の手数料請求イメージ

発行会社が加入者「〇〇銀行（信託口）」の情報提供請求を行った場合における、各口座管理機関（請求取次先機関）の定める手数料（情報提供料）の請求のイメージは以下のとおりです。



## 4. 情報提供請求の手数料

情報提供請求に係る手数料については、弊社ホームページに掲載している「株式等振替制度に係る上場会社の手数料について」のp.9に記載しています。[https://www.jasdec.com/assets/download/ds/tesuryo\\_guidance.pdf](https://www.jasdec.com/assets/download/ds/tesuryo_guidance.pdf)

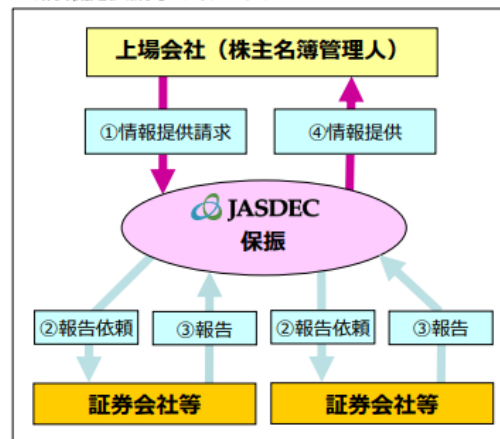
## 2. 株式に係る手数料項目 (5/8)

### (5) 情報提供請求手数料

- 情報提供請求とは、上場会社が、正当な理由がある場合に、証券会社等が管理する対象株主の保有株式数等の情報提供を保振を通じて請求することができる仕組みのことをいいます。上場会社による請求は、保振から対象株主が口座を開設している証券会社等に取次かれ、証券会社等は対象株主の保有株式数等を、保振を通じて報告します（下図参照）。
- 情報提供請求手数料は、以下の4つの手数料で構成され、保振に対する手数料のほか、請求対象の株主が口座を開設している証券会社等に対する手数料（請求対象株主に係る情報提供料）があります（証券会社等に対する手数料も、保振を通じてお支払いいただくこととなります。）。
- 次頁以降で情報提供請求に係る手数料の概要について説明いたしますが、更なる詳細につきましては、「発行会社による振替口座簿の情報提供請求に関するご案内」（[https://jasdec.com/assets/download/ds/jyousehou\\_teikyouseikyuu.pdf](https://jasdec.com/assets/download/ds/jyousehou_teikyouseikyuu.pdf)）をご参照ください。

項番	手数料項目の内訳	備考
a.	情報提供請求取次手数料	保振に対する手数料
b.	情報提供手数料	
c.	振替口座簿記録事項通知書交付手数料	
d.	請求取次先機関の定める情報提供料	証券会社等に対する手数料 (保振を通じてお支払いいただきます。)

<情報提供請求のイメージ>

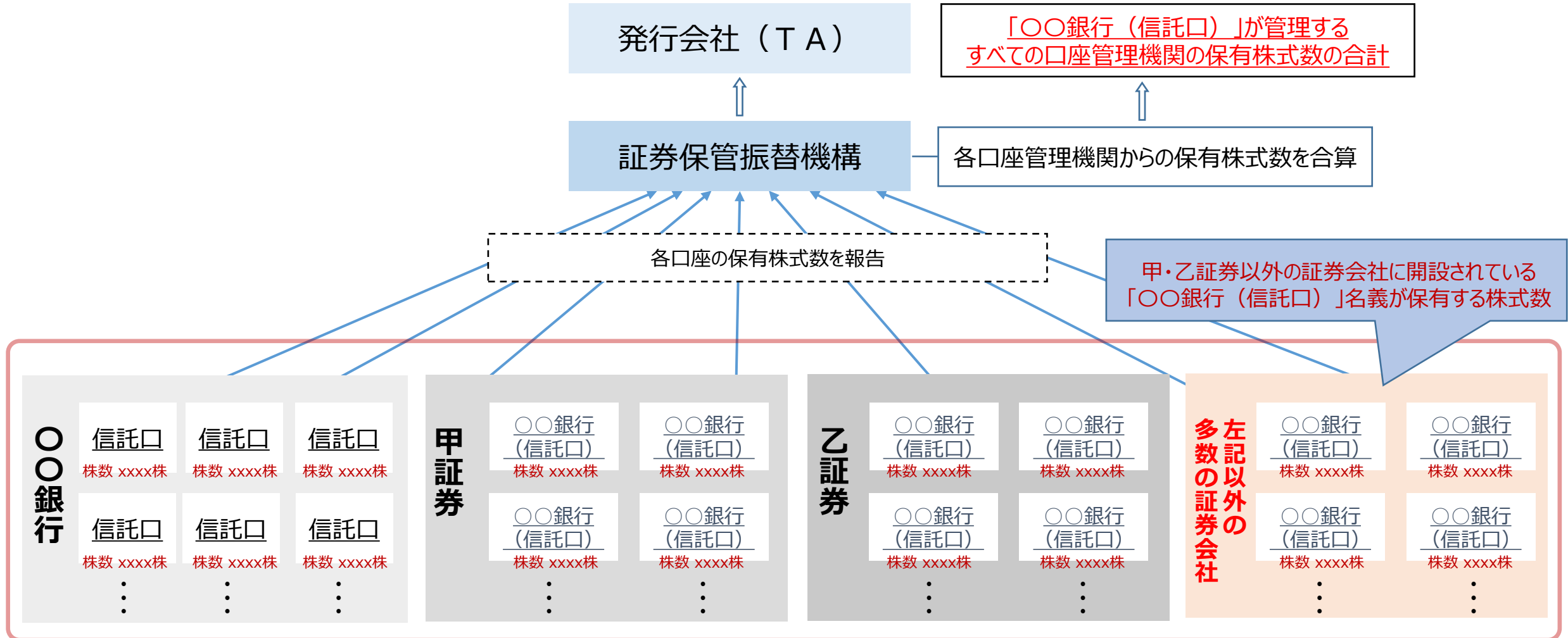


情報提供請求手数料の手数料項目 a～dのうち、信託財産名義の情報提供請求によって高額となる可能性がある手数料は、この資料における「d. 請求取次先機関の定める情報提供料」です。

なお、「請求取次先機関の定める情報提供料」の請求取次先機関ごとの内訳や請求取次先機関の数は開示することができません（対象加入者が口座を開設している証券会社等の特定や推測に繋がるため。）。

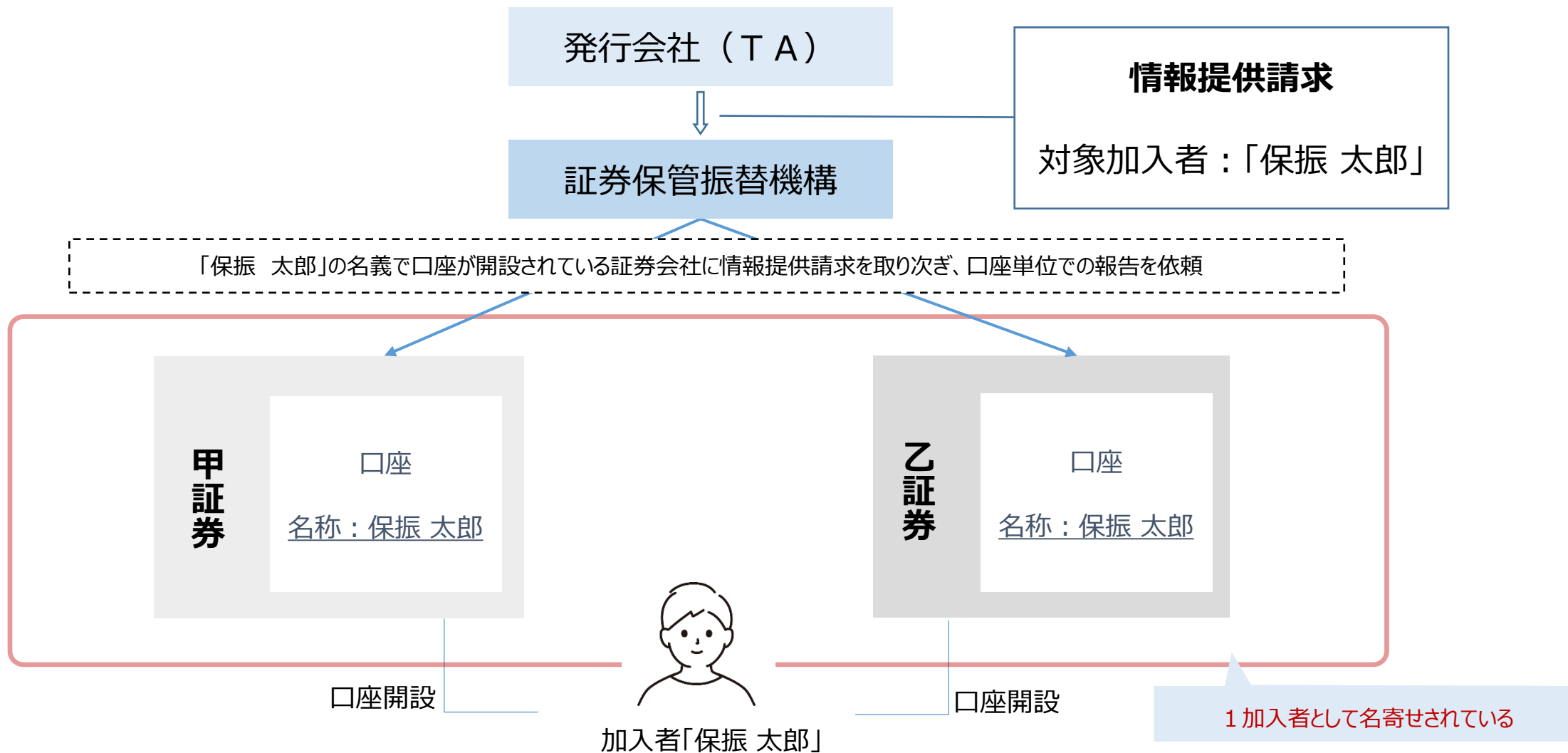
# 参考 1 信託財産名義の加入者を対象とした情報提供請求にて把握できる保有株数について

発行会社が加入者「〇〇銀行（信託口）」の情報提供請求を行った結果、把握できるのは、以下のとおり、投資信託や特定金銭信託等信託財産の保有株式数の合計であり、最終投資家の保有株式数は把握できません。



## 参考2 一般的な加入者に対する情報提供請求のイメージ図（1 / 2）

発行会社が一般的な加入者に対して情報提供請求を行った場合における、各口座管理機関への情報提供請求の取次ぎのイメージは以下のとおりです。





## 参考2 一般的な加入者に対する情報提供請求のイメージ図（2 / 2）

発行会社が一般的な加入者に対して情報提供請求を行った場合における、各口座管理機関（請求取次先機関）の定める手数料（情報提供料）の請求のイメージは以下のとおりです。

